



日頃よりご愛顧を賜りありがとうございます。

「ちゅうキャリ通信」5月号をお届けします。今月は先月号でも取り上げさせて頂いた外国人労働者受け入れの為の新たな在留資格『**特定技能**』（今年の4月より新設）についてより詳しく説明させていただきます。

❁ 「入管法」の改正により外国人材の受け入れが大きく変わります。

Q：実際に特定技能での外国人材の受け入れはどの様にすれば良いのでしょうか？

A：「特定技能」の在留資格を持つ外国人の受け入れには、

- ①外国人と雇用契約を結んだ受け入れ機関による直接雇用（農業・漁業分野に関しては派遣形態も例外として認められる）というルート。
 - ②受け入れ機関が登録支援機関に外国人の受け入れの支援を委託するルート。
- の2種類があります。

特に「登録支援機関」に関しては人材ビジネス事業者の間でも新規参入への期待の声も少なくないが、その具体的な基準・要件がどうなるかについては3月中旬の政省令交付を待たなければならない。

（月刊「人材ビジネス」3月号より）

追記：3月15日法務省より政省令が交付されました。（法務省ホームページ3月20日更新）

そこに掲載有りました「外国人材の受け入れ制度に係るQ&A」より上記についての説明事項です。

Q：登録支援機関になるための要件を教えてください？

A：登録支援機関となるためには、刑罰法令違反による罰則を受けていないこと、中長期在留者の受け入れを適正に行った実績や中長期在留者の生活相談等に従事した経験を有する職員が在籍していることのほか、支援を行う情報提供体制を確保するなどの入管法令で定める基準を満たす必要があります。

※特定技能制度については今後更に運用制度の改定等も予想されます。気になる追加情報については順次こちらで紹介して参ります。

❁ キャリアコンサルタントの一言 ❁

サイクルポートが完成し出勤が便利になりRさん良かったですね。弊社では他にも毎日お仕事終わりに軽食を配布して留学生のスタッフさんが長くお仕事を続けられる為のサポートをしております。今後の外国人労働者増加を目の前に、受入企業における就業規則の整備や各労働者支援の仕組みや外国人労働者との関わり方を整えていく事が急務ですね！

設楽 千恵

サイクルポート完成！！

毎日派遣でのお仕事の為、送迎基地になっている弊社の敷地内にサイクルポートが完成し、自転車で通ってくれる留学生のRさんです。寒い日でも休む事なく出勤して貰い頑張っています。

（お疲れ様です！！）

3月15日撮影



来月号もセンター相談例その他人材に関するトピックスを掲載予定です。

発行 社長室直轄 就業サポートセンター 窓口担当 矢野

直通電話 070-4397-4966 メールアドレス support@c-c-nt.com

